
転倒防止器具の性能証明

申込要領



一般財団法人建材試験センター
性能評価本部 性能評定課

本申込み要領は予告なく変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

2021年Aug. 版

転倒防止器具の性能証明について

当センターでは、平成 19 年 6 月 4 日から、家具等の転倒防止器具が、転倒防止の性能に関する基準（転倒防止器具の性能評価基準）に適合していることの証明事業を開始しました。

この事業は、地震時における家具等の転倒を抑止するための器具（転倒防止器具）について、試験成績書並びに品質管理体制の審査結果に基づいて、当センターが専門的知識を有する立場から客観的な観点に基づく証明を行うものです。この事業をご活用いただくことにより、証明を取得された製造者の方が製品の供給先並びに製品の利用者の方々に対して、十分な安全性を保有していることの自己宣言等に用いることが可能になります。

※転倒防止器具の性能評価基準は、東京消防庁が平成 18 年 3 月に公表した「オフィス家具・家電製品の転倒・落下防止対策に関する調査研究委員会における検討結果」に基づいて当センターにて制定したものです。

○ 当センター証明の特徴

当センターが発行する証明書は、「転倒防止器具の性能評価基準」に基づいて、転倒防止性能や器具の供給安定性について審査しています。

当センターの証明を取得することにより、転倒防止器具について次のメリットが期待できます。

- ・ 適正な性能立証を得ることにより、転倒防止器具について他社製品との差別化ができます。
転倒防止基準では性能等級を設けていますので、等級による性能の位置づけが明確になります。また、器具のもつ性能の程度も把握できます。
- ・ 公平性のある証明結果を活用することにより、顧客からの信頼を獲得することができます。

※本証明は、大地震時における家具等の転倒防止を保証するものではありません。

○ 建材試験センターの特色

試験と連動した証明

当センターでは、中央試験所にて行う性能確認試験と、性能評価本部にて行う審査証明を一体的に実施します。

信頼性の高い証明書

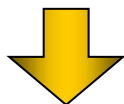
当センターが発行する証明書は、公平中立な立場から、客観的根拠に基づき基準への適合性を審査しますので、高い信頼性のある結果となります。

標準処理期間の設定

通常、申請受理（必要な申請書類の整備が前提）後、2ヶ月以内に評価を完了させます。

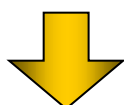
証明書発行までの流れ

(1)お問合せ・ガイダンス



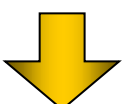
申請に関するお問合せは、「適合証明課」までお願いいたします。申請に必要となる申請内容、試験内容、審査スケジュールについて十分に打合せを行います。

(2)申請図書の作成・提出



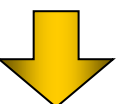
ガイダンス結果に基づき、申請書、申請図書を提出していただきます。

(3)申請内容の確認



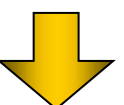
提出いただいた資料について担当者にて確認した後、後日内容確認の連絡（電話又は面談）をさせていただきます。

(4)品質試験



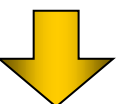
品質試験により、転倒防止性能等、建材の性能を確認します。
(試験実施済みの場合には別途対応します)

(5)申請受理・契約



申請書類に基づき、申請を受理します。
併せて請求書を発行します。

(6)審査・判定



基準への適合性について審査します。

(7)証明書の発行

審査結果に基づき、証明書を発行します。

お問い合わせから証明書発行まで

(1) お問合せ・ガイダンス

転倒防止器具の証明についてのご相談は、下記までご連絡ください。当センターの試験及び審査の専門家が申請のご相談を承ります。

○お問合せ

一般財団法人建材試験センター性能評価本部 性能評定課 適合証明担当
(最終ページをご参照下さい)

※当センターでは、日本語のみでの対応になります。

お問い合わせされる際には、次の事項について予めご確認ください。

- ①申請を検討されている転倒防止器具の種類、形状寸法、材質、取付条件等
- ②品質に関する試験報告書の有無
- ③製造工場の品質管理体制 (ISO9001 の取得等)

○ガイダンス

申請をご検討されている転倒防止器具の概要、工場の品質管理体制並びに所有されている試験報告書等から、必要となる試験、審査内容についてご案内いたします。併せて、申請に必要な資料、審査の基準、審査の内容についてご案内します。

※ 当センターでは、証明の結果を約束するようなコンサルタント行為を実施致しません。

○ 転倒防止性能の概要

「**転倒防止器具の性能評価基準**」に定められた転倒防止性能の概要は以下の通りです。

☆☆☆ (3スター)

このグループに属する器具は、対象とした試験体において、震度6強相当の強い地震動に対して、試験体の揺れを最小限に抑え、転倒を防止することが可能である。

☆☆ (2スター)

このグループに属する器具は、対象とした試験体において、震度6弱程度までは相応の耐震性能を有するが、震度6強相当の強い地震動に対して試験体が大きく振動または移動することがある。転倒しない場合においても、収納物が落下する危険性が考えられる。

☆ (1スター)

このグループに属する器具は、対象とした試験体において、震度6弱程度までは相応の耐震性能を有するが、震度6強相当の強い地震動になると、固定する効果が低くなり、試験体が転倒する危険性が高い傾向にある。

(2) 申請図書の作成・提出

ガイダンスに基づき、次の資料を各1部作成の上、提出していただきます。

- ① 建築材料等性能証明申請書（所定の書式のものをお使い下さい。）
 - ※申請書の証明事項の欄には、「**転倒防止器具の性能証明**」と記載してください。
 - ※製造者欄に、**会社名、工場名、所在地**を記載してください。
- ② 製品の仕様、形状の一覧、構成図面
- ③ 製品の取付手順を解説した資料
- ④ 製品の性能を保持するために必要な保守点検事項を解説した資料
- ⑤ 製品の品質管理に係る資料（製造工程管理図、内部検査結果の記録、他）
 - ※IS09001に基づく審査登録を受けている方は、その登録証の写し

○資料の入手方法

資料の様式は窓口での配布のほか、当センターホームページに掲載しております。

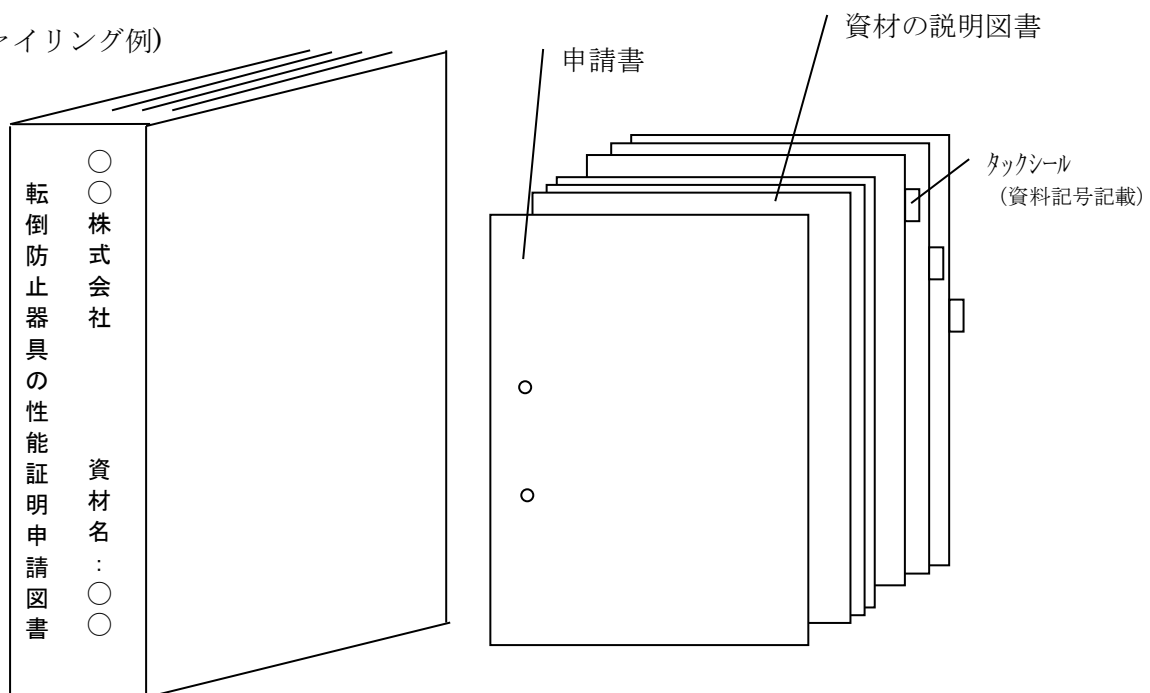
https://www.jtccm.or.jp/biz/seino/siryo_list/tabid/273/Default.aspx#tentoubousi

○資料の作成方法

各資料には記載例を用意しています。例を参考に作成して下さい。

提出いただく書類は、ファイルに綴って下さい。背表紙には、例に倣い、会社名及び資材名称を表示してください。また、可能な範囲で結構ですので、申請図書の電子情報（図面、仕様書等）について、CD-R等の電子ファイルにて提出願います。

(ファイリング例)



○資料の提出

申請図書の提出は、郵送、持参いずれも結構です。

申請図書を提出いただいた時点で、案件の管理番号をお知らせします。以後はこの番号にてお問合せ下さい。

※この時点では、申請の契約締結にはなりません。

(3) 申請内容の確認

提出いただいた資料に基づき、資料の整備状況を確認させていただきます。不備等がある場合には、書類の修正をお願いする場合があります。

また、提出資料について担当者からヒアリングをさせていただきます。このヒアリングにより、必要となる試験項目、試験体、審査内容が決まります。

(4) 品質試験による確認

転倒防止性能について、担当者と打合せした試験体条件に従って、試験により性能を確認していただきます。

○試験実施

試験は、当センター中央試験所品質性能部構造グループにて担当します。

○試験内容

転倒防止器具の性能評価基準に基づき、三次元振動台による振動試験の結果が必要になります。

○すでに実施された試験報告書をお持ちの場合

すでに実施された試験報告書がある場合には、再度試験をせずにその試験報告書をもって審査を受けることができます。すでに実施された試験報告書を適用される場合には、申請する転倒防止器具が試験時点のものと変わらないことを条件としております。

該当する場合には、個別にご相談下さい。

(5) 申請の受理・契約

申請書並びに資材概要説明書の添付資料の整備が確認されたものについて、申請を受理します。申請受理の際には、申請書に受付印を押印の上、控え並びに請求書を郵送します。

○料金について

料金は次のとおりです。詳しくは担当者までお問合せ下さい。

新規申請料金 (JIS 又は ISO9001 認証工場の場合) :

220,000 円/件(税込)

- ※ 試験費用は別途かかります。
- ※ 複数の器具や複数の製造工場で製造する器具を申請する場合には、割引になる場合があります。
- ※ JIS 又は ISO9001 認証工場でない場合には、工場調査費用として 11 万円/1 工場 + 交通費(税込) がかかります。

料金は所定の口座まで、すみやかにお支払いをお願い致します。なお、経理処理上の手続きについてご相談がある場合には、担当者までお申し出下さい。

○契約事項の変更手続きについて

申請書に記載された事項に変更が生じた場合には、書面にて変更の申し出をお願いします。

変更が必要になる場合は、つぎのような場合が該当します。

- ① 申請責任者に変更が生じた場合
- ② 連絡担当者に変更が生じた場合
- ③ 商品名に変更が生じた場合

○申請の取り下げ手続きについて

申請を取下げの際には、所定の「取下げ届」を提出して下さい。料金は、原則として返却致しませんので予めご了承ください。

試験不合格に伴う申請取下げ、再試験等につきましては、担当者までお問合せ下さい。

(6) 審査・判定

1) 書面審査

当センターの証明担当者が、提出していただいた資料に基づいて、証明の要件（転倒防止器具の性能評価基準）を満足しているかどうかの観点から審査を実施します。審査した結果をもって、証明書が作成されます。

2) 品質管理体制の審査

製造工場が適切な品質管理体制を行っているかについて、転倒防止器具の性能評価基準に基づき実地にて審査を行います。ただし、JIS 又は ISO9001 認証を取得している工場である場合には、実地での審査を省略いたします。

(7) 証明書の発行

1) 発行手続き

審査した結果に基づき、証明書を発行いたします。

申請受理後に書類の不足が判明した場合、書類の追加提出をお願いすることになりますが、期日までに間に合わない場合、証明ができない旨の通知書を交付します。この場合、証明手数料は返却いたしません。

証明書の有効期間は 3 年間です。証明内容の変更、証明の更新が必要な場合には、担当者までお申し出ください。

2) 申請受理から発行までの期間

申請受理から証明書発行までの期間は、2 週間以内を予定しております。なお、工場審査が必要な場合には、別途それに要する期間がかかります。

3) 証明書の取り扱いについてのお願い

当該事業における証明書は、申請される方から提出された資料に基づき、証明対象製品が持つ性能について「形状等を特定した仕様」について証明を行うものです。従いまして、工場にて製造される個々の製品について、その品質性能の証明を行うものではありませんので、証明書の取り扱いにおきましては次の点にご注意願います。

①証明を受けた結果を、製品カタログに記載することが可能です。

②証明を受けられた方は、当センターが予め了承した表示以外の方法でマーク又はラベル表示を行わないで下さい。

Information～お問合せ先～

一般財団法人建材試験センター 性能評価本部 性能評定課
〒340-0003 埼玉県草加市稲荷 5 丁目 21 番 20 号 中央試験所内
TEL: 048-935-9001 FAX: 048-931-8324



最寄り駅から

東武伊勢崎線草加駅又は松原団地駅からタクシーで約 10 分

松原団地駅から八潮団地行きバスで約 10 分 南青柳下車徒歩 10 分

草加駅から稲荷 5 丁目行きバスで約 10 分 稲荷 5 丁目下車徒歩 3 分

高速道路から

常磐自動車道及び首都高速三郷 I.C「西口出口」から 10 分

東京外環自動車道「草加出口」を出て、外環道下道路(国道 298 号線)を三郷方面へ進み、草加産業道路交差点を進む。

品質確認の試験は、中央試験所構造グループにて担当しております。